

大江町男女共同参画計画



平成 30 年 2 月策定

目 次

第1章 計画策定について	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画期間	
3 計画位置づけ	
第2章 計画の内容	4
1 基本理念	
2 基本目標	
3 施策体系	
第3章 具体的な取り組み	6
基本目標Ⅰ	
基本目標Ⅱ	
基本目標Ⅲ	
第4章 計画の推進について	9
1 推進体制	
2 計画の進行管理	
資料編	10

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。（男女共同参画社会基本法 第2条）

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会を実現するための基本理念を掲げ、国・地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めており、性別にかかわらず誰もが自らの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができることをめざすものであります。

このような男女共同参画社会基本法の理念を受け、男女が等しく尊重され、家庭・地域・職場・社会などあらゆる分野でそれぞれが個性と能力を発揮して地域の活力を高め、責任を分かち合うまちづくりを町民全体で進めていくための指針として「大江町男女共同参画計画」を策定します。

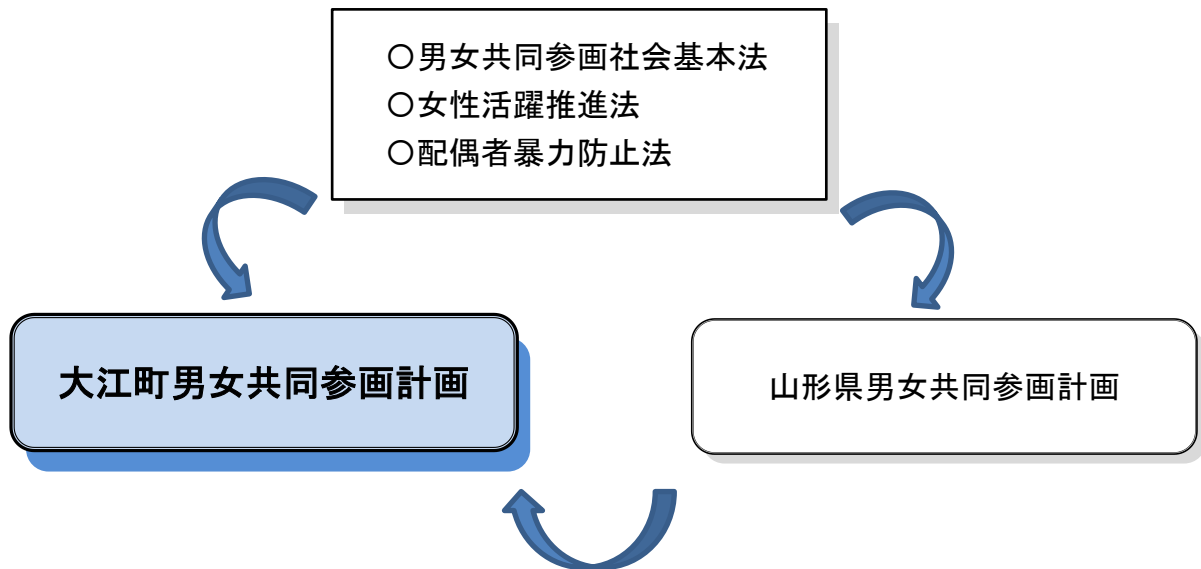
2 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

3 計画位置づけ

○本大江町男女共同参画計画は、「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」第14条第3項及び「山形県男女共同参画推進条例(平成14年7月山形県条例第45号)」第8条第1項に基づき、本町における男女共同参画社会の形成を推進する施策についての基本的な計画です。

○本計画の一部は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく市町村推進計画^{※1}、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」第2条第3項に基づく市町村基本計画^{※2}に位置付けるものとします。



※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」抜粋

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」抜粋

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に則し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 大江町の現状と課題

山形県は全国的に見て共働き世帯率が非常に高い県ですが、県内労働者の男女の雇用形態を見てみると、正社員の割合は男性が高く、臨時的雇用においては逆転して女性が男性の倍以上、パートタイム労働においては女性が男性の3倍以上を占めている状況であり、男女間の賃金格差が見られます。本町も県内で上位に入る共働き世帯率が高い市町村です。

また、本町の地域活動の中核を担う区長職における男女比を見てみると、現状では男性が9割以上を占めていることや、町内のPTA活動において男性が会長、女性が副会長となることが慣習的に決められていることなどを考えると、本町においても性別による固定的な役割分担意識が少なからず存在していることがわかります。

さらに、平成27年に実施した大江町総合戦略策定に係る基礎調査アンケートの中の「今後の大江町の活性化や人口減少対策に特に効果的であると思うことはどんなことか」という問いに対しては、「雇用の安定（就労支援・働き続けやすい環境）」を望む声が一番多かったのですが、割合では女性が男性を7.6ポイント上回り、「医療・福祉体制の充実」を望む声の中では11.5ポイント、「子育て支援の充実」を望む声の中では5ポイント、女性が男性をそれぞれ上回っていました。この結果から、より女性が子育て・介護についての支援を必要としている現状が垣間見てとれます。

このようなことから、本町の現状を把握した上で、男女共同参画基本法第2条で謳われていることに留意しながら、男女がともに支え合いながら、誰もが個性と能力を発揮し、みんなが笑顔になれる町づくりに取り組んでいく必要があります。

1 基本理念

ともに認め合い、ともに支え合いながら、誰もが個性と能力を発揮し、笑顔があふれるまち。

男女共同参画の推進のためには、一人ひとりがその大切さを理解し、家庭・地域・職場等において取り組みを進めていくことが重要です。町民一人ひとりが性別にかかわらず個人として尊重され、互いに支え合いながら地域全体の活力を高め、誰もが笑顔で暮らせるまちを目指し、3つの基本目標を柱に施策を展開し「男女共同参画社会」の実現に取り組みます。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画に理解があるまち

男女共同参画の理解・認識は徐々に深まっていますが、性別による固定的な役割分担意識や、社会通念、慣習、しきたりなど、今なお根強く残る課題も多くあります。

多様な生き方を尊重し、一人ひとりが自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し活躍することができるまちにするため、男女共同参画についての啓発活動や学習・教育を推進していきます。

基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できるまち

旧来の男女観は少しずつ変化し、雇用における男女格差は縮小してきていますが無くなったとはいえない状況です。セクシュアルハラスメントなどの問題、仕事と家庭の子育て・介護における男女役割分担などの課題解決に向け、ともに認め合い、支え合いながら誰もが能力を発揮し働き続けられるよう環境の整備や支援を進めていきます。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの浸透、取り組みに向け、事業所等へ情報提供を行います。

基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまち

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であり、許されるものではありません。また、児童虐待や高齢者虐待などの虐待についても同様です。

全ての暴力の根絶と、生活上困難を抱える人への支援を充実させ、みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるための取り組みを推進します。

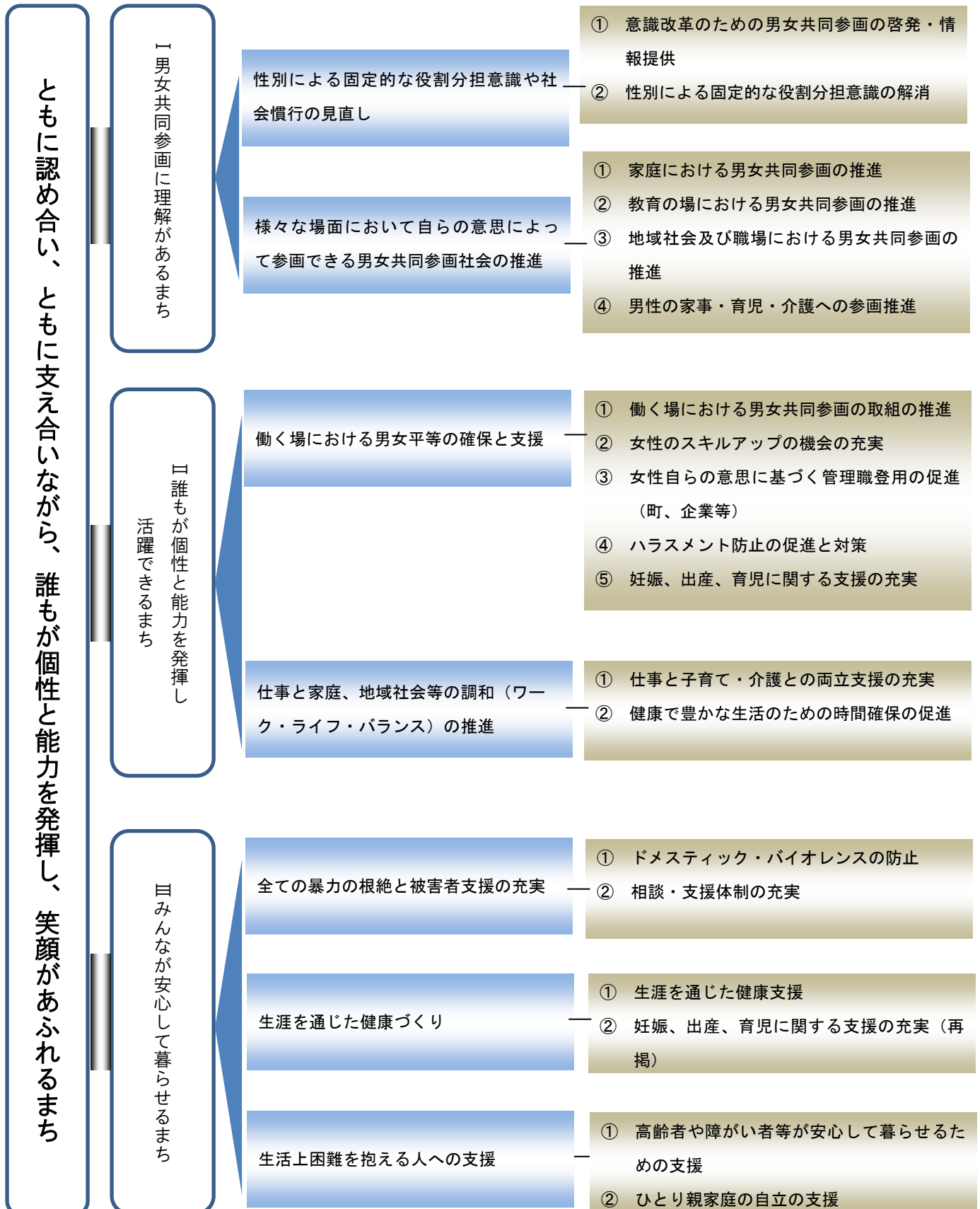
また、男女ともに健康で活躍しつづけるために、ライフステージに合わせた健康支援や正しい知識の普及啓発を行っていきます。

3 施策体系

基本理念 基本目標

施策の方向

主な施策



第3章

具体的な取り組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画に理解があるまち

性別による固定的な役割分担意識や社会慣行の見直し

① 意識改革のための男女共同参画の啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none">・国や県と連携した広報・啓発活動の充実・男女共同参画週間を利用した普及啓発活動の実施・町の広報誌、ホームページ等様々な広報媒体を通じた男女共同参画に関する継続的な情報提供
② 性別による固定的な役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none">・家庭における男性の家事、子育て、介護の参画促進・性別にとらわれない表現や施設表示等の配慮

様々な場面において自らの意思によって参画できる男女共同参画社会の推進

① 家庭における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none">・広報等で家庭内の役割について考えてもらうための情報提供・研修やイベントなどの企画や町民への周知、参加推進
② 教育の場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none">・小中学校と連携し、子どもの成長に応じた男女共同参画に関する学習機会の確保・男女共同参画の考え方に基づく学校運営やPTA活動等の推進
③ 地域社会及び職場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none">・それぞれの地域の状況に応じた男女共同参画推進の啓発・町内の男女共同参画に関わる団体・グループの育成・国や県と連携し、町内事業主へ男女共同参画についての周知・啓発
④ 男性の家事・育児・介護への参画推進	<ul style="list-style-type: none">・男性の育児・介護の参画促進のための育児・介護休業等の支援制度の周知・啓発・男性の家事、育児参加への抵抗感を減少し促すための男女共同参画イベント企画の実施・広報を通じた男性の家事・育児参加に対する周囲の理解を得るための気運の醸成

基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できるまち

働く場における男女平等の確保と支援

① 働く場における男女共同参画の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none">・労働者、事業主に限らず男女雇用機会均等法をはじめとする法律や制度を知ることができるよう周知・労働相談窓口の周知・女性の少ない職種などにおいて就業しやすい環境づくりの推進
② 女性のスキルアップの機会の充実	<ul style="list-style-type: none">・県などが実施する講座や学習機会の周知・女性が中心となって行う地域活動支援や人材育成支援・地域で活躍する女性たちのネットワークの構築

③ 女性自らの意思に基づく管理職登用の促進 (町、企業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に沿って、女性の管理職登用に積極的に取り組む ・県が実施する企業支援制度の周知及び活用
③ ハラスメント防止の促進と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者及び事業主に対するハラスメント防止の啓発運動 ・ハラスメントに関する相談窓口の周知及び連携促進
④ 妊娠、出産、育児に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産時の助成や支援の充実 ・子どもの医療費無料化の事業継続

仕事と家庭、地域社会等の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

① 仕事と子育て・介護との両立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子育てしながら働き続けられるよう、保育サービスの充実 ・子育て支援センター事業の拡充 ・介護に関する相談窓口の充実 ・地域包括ケア体制の整備
② 健康で豊かな生活のための時間確保の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で豊かな生活を送ることができるよう、ライフ・ワーク・バランスに関する周知を行う ・事業者へ労働時間関連法令の遵守について働きかけ ・労働者自身が働き方を自身の健康・体調に応じて管理しながら働けるよう、有給休暇等の取得促進や健康意識の向上に向けた運動

基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまち

全ての暴力の根絶と被害者支援の充実

① ドメスティック・バイオレンスの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての世代の男女に向けたドメスティック・バイオレンス防止についての啓発強化 ・県をはじめ、関係機関と連携しながら「女性に対する暴力をなくす運動」をとおして暴力防止の普及啓発
② 相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・関係機関との連携による支援の実施

生涯を通じた健康づくり

① 生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検診の実施 ・地域スポーツの充実、推進
② 妊娠、出産、育児に関する支援の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産時の助成や支援の充実 ・子どもの医療費無料化の事業継続

生活上困難を抱える人への支援

① 高齢者や障がい者等が安心して暮らせるための支援	<ul style="list-style-type: none">・相談体制の充実・高齢者や障がい者の社会参画と自立の支援・除雪費助成や配食サービスなどの生活支援・各種支援制度の情報提供・公共施設のバリアフリー化の推進
② ひとり親家庭の自立の支援	<ul style="list-style-type: none">・各種制度等の周知や情報提供・相談体制の整備、拡充を図る

1 推進体制

男女共同参画を取り巻く環境は常に変化しています。そのため本計画の施策は広範囲で総合的な分野に及んでいます。行政全体で本計画を推進していくため庁内関係課・その他団体等の横断的な理解と取り組みが必要です。行政内部における男女共同参画意識の高揚とともに、事業実施、各審議会等への委員の登用など、様々な場面において男女共同参画を意識した取り組みを図るべく関係部署で連携しながら推進していきます。

さらに大江町振興審議会、その他の町民や有識者等から構成される組織において本計画の検証などを行い、町民と行政が一体となって男女共同参画社会づくりを推進できる体制整備に努めます。

2 計画の進行管理

施策の進捗状況を把握し、成果の検証を行うため庁内や大江町振興審議会等で事業の評価を行い町ホームページや広報紙等で報告していきます。

資料編

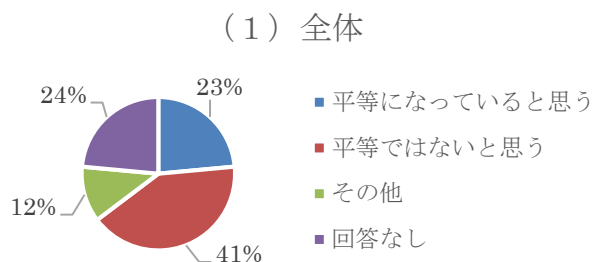
<参考資料>

■大江町振興審議会におけるアンケート調査（男性12人、女性5人より） 平成29年11月実施

【1】家事・育児・介護、職場、学校生活の場、地域活動の場、法律や制度上、社会の慣習、社会全体等で男女の立場は平等になっていると思いますか。

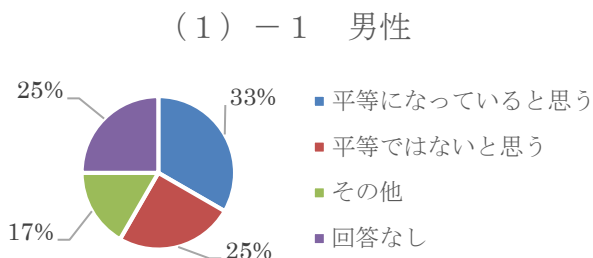
(1) 全体 17人

- | | |
|---------------|----------|
| 1 平等になっていると思う | 4人 (23%) |
| 2 平等ではないと思う | 7人 (41%) |
| 3 その他 | 2人 (12%) |
| 4 回答なし | 4人 (24%) |



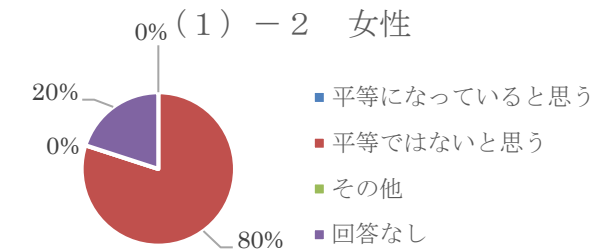
(1) - 1 男性 12人

- | | |
|---------------|----------|
| 1 平等になっていると思う | 4人 (33%) |
| 2 平等ではないと思う | 3人 (25%) |
| 3 その他 | 2人 (17%) |
| 4 回答なし | 3人 (25%) |



(1) - 2 女性 5人

- | | |
|---------------|----------|
| 1 平等になっていると思う | 0人 (0%) |
| 2 平等ではないと思う | 4人 (80%) |
| 3 その他 | 0人 (0%) |
| 4 回答なし | 1人 (20%) |



【2】男女の役割・仕事についてどのような形が望ましいと思いますか

男性	女性
<ul style="list-style-type: none"> ・男の仕事、役割、女性も同じく、平等というわけにはいかない部分があると思う。 ・男でも女でも適材適所 ・男女共に相手の立場を思いやり、支え合いながら家事と仕事を両立すること。 ・能力で評価されること。 ・特に女性が子育てなどで時間の制約を受けるので、フレックスタイム導入や、育児休暇制度の充実を図る必要がある。 ・今は男女の区別はなくなっているのではないか。 ・最終的には「男はこうあってほしい」と女性が思っていることを男はよく知り実行すること。その上で女性は自由に表に出ていくべき。 ・それぞれの違いを意識し、互いに補い合える形。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女の人というよりは、親としての役割はあると思うが、あまり形を作らない方がいいと思う。 ・男は外へ働きに、女は家を守り、子育てを満喫。 ・今の時代は男女の役割よりも、向き、不向きがあるので、男女に決めつけない方がいいのではないか。

■大江町総合戦略策定に係る基礎調査～地方創生に関するアンケート調査～ 平成27年6月実施
 (返信調査票総数 984)

3 大江町の暮らし・活性化・人口減少対策について

問20 今後、大江町の活性化や人口減少対策に特に効果的であると思うことは、どのようなことですか。[複数選択]

